

令和8年度第1回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年4月15日(水)
午前10時00分 ～ 午前11時15分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 18 名
欠 席 総 数 0 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人なし

令和8年度第1回総会

(開始時刻 10時00分)

事務局（村田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は18名、欠席委員は0名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条の規定に基づき、議長である会長の開会の宣告ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、令和8年度第1回定例総会の開会を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第2項の規定に基づきまして、私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号8番、加藤ソメ委員と議席番号9番、石田安男委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、合計面積は6,455㎡、位置図は4、5ページ、公図は6、7ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から西北西へ約2.8kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、高齢となり、維持管理が困難となった譲渡人の要望に、譲受人が

応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、水稻を作付けする予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 1, 9 7 6 m²、位置図は 8、9 ページ、公図は 1 0 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から南南西へ約 6 0 0 m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、以前、利用権を設定し、耕作していた譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、さつまいもを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 2 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 7 筆で、合計面積は 1 1, 2 6 7 m²、位置図は 1 1、1 2 ページ、公図は 1 3 ページから 1 7 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北西へ約 1. 8 k m から 1. 9 k m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、農業後継者がいない譲渡人の要望により、譲受人が応じるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、さつまいもを栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書 3 ページをお開きください。4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 3 筆で、合計面積は 5, 1 0 0 m²、位置図は 1 8、1 9 ページ、公図は 2 0 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所粟野支所から南へ約 1. 3 k m から 1. 5 k m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、高齢のため維持管理のできない譲渡人の要望に、3 筆のうち 2 筆を利用権設定により耕作していた譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、水稻を作付けする予定で、贈与による所有権の移転となっております。

3 ページに戻りまして、5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、面積は 3 4 3 m²、位置図は 2 1、2 2 ページ、公図は 2 3 ページをご覧ください。申請地は、J R 黒井村駅から東南東へ約 7 0 0 m に位置する、農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、県外に居住し、耕作が困難な譲渡人の要望に、隣接地を購入する各譲受人が応じるものでございます。なお、隣接地につきましては、議案第 2 号の 5 番にてご審議いただきます。申請地は、各譲受人の自宅から [REDACTED] の距離に位置し、譲受後は、大根、白菜、枝豆、モロヘイヤ等の野菜を栽培する予定

で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有又は購入予定であり、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番及び3番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。なお、2番と3番の譲受人は、同一人物でございますので、譲受人の報告については、後ほど、下田敏純委員から、お願いします。

坂田謙祐委員

おはようございます。12番の坂田です。4月2日に、農業委員2名と事務局2名で現地を確認いたしました。1番の案件ですが、これは、 が利用権を設定をして耕作をされていた農地ですが、地権者の方から、高齢で、管理がなかなかできなということで、譲り渡したいとのことでもあります。それで、譲受人さんは、この で働いておられる方で、あると同時に、自作で4haぐらいの農地を持って、自分でも耕作をされています。農業機械もしっかりそなわっておりますし、たりない部分は、勤めている からサポートをいただきながらやるとのことですので、問題はないと思います。ご審議の程、よろしくをお願いします。3番の案件ですが、これは、菊川の 付近の圃場整備された農地ですが、7筆でありまして、そのうちの4筆については、どなたかに、貸し出して、耕作されていた形跡がありましたが、残りの2筆は、耕作されておらず、自己保全された農地で、残りの1筆については、小さな農地で、あまり管理されていない耕作放棄地の状態でありました。

この農地は、譲渡人さんが、相続で取得されたんですが、遠方におられるとこのことで、もう管理が全くできないことから、どうかしたいと思っていたところ、譲受人さんが、サツマイモの栽培をしたいとのこと、ちょっと、2番の案件と連動しているんですが、2番で取得する農地だけでは、足りないということで、この農地を取得することになったものです。現地確認の中で、3つの懸念事項があったんですが、1つ目は、内日からこちらへの通作距離が、7kmあるので、

管理がしっかりできるのかと懸念がありましたが、この農地の近くに、譲渡人さんの家があるんですが、その家も含めて譲渡されるとのことで、農繁期には、そちらで、寝泊りしながら、作業するとのことでありましたので、大丈夫だと判断しました。2つ目は、面積が、1ha ぐらいの大きな面積で、サツマイモを栽培されるということで、販売先、販路がきちんとあるのか心配しましたが、本人さんに確認したところ、市場の方で、きっちりと需要があると確認をいたしました。

そして、3つ目は、営農計画の中で機械が、管理機1台、草刈り機等がありましたが、管理機を1台しか所有していなかったもので、これで、1ha ぐらいの農地を管理できるのか不安でしたが、確認したところ、トラクターを購入されるとのことでしたので、3つの懸念事項も解消されましたので、許可してもよろしいかとの判断になりました。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。議案1号2番の説明をします。4月2日、委員2名、事務局2名で、現地調査を実施しました。申請地は若干、草が生えていましたが、ほぼ保全管理してありました。一昨年まで利用権が譲受人と結ばれており、サツマイモ栽培を計画した譲受人が譲渡人に申し出たものです。なお、先ほどもあったんですけど、吉賀地区にも同じ計画がありますが、作付面積が大きい為、譲受人に作付意思の確認をしたところ、農地近隣の住宅を購入済みとのことでした。先程も説明したとおりの状況ですし、譲受人は、 や をしており、計画を実行してくれるものと思います。宜しくご審議ください。

議長（山田会長）

続いて、4番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。4番の案件について報告いたします。4月7日に農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。高齢で管理ができない譲渡人が応じたものです。申請地の2筆は、利用権設定により譲受人が耕作していた土地で、残りの1筆もきちんと管理されており、譲受人は、5ha 近く耕作している農業者ですので、何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議の程よろし

くお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、5番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。5番の案件について、調査の結果を報告いたします。4月5日、事務局員2名、委員2名で、現地確認をしました。この案件については、2月の議案にあがったと思いますが、譲渡人は、XXXXXXXXXXにお住まいで、前回もお話しましたが、高台にあります。低い場所では、災害の危険性もあることから、この高台を選ばれたようです。それと、子供が通学するにも、ちょうどいいと思い選ばれたようです。面積も300㎡程度で、自家消費の野菜を栽培するもので、その北側に住宅を建設する予定で、その隣となっておりますので、何ら、支障はないと思います。現在は、雑草が繁茂しておりますが、何ら、支障ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可について、原案のとおり許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可についてをお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書24ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆と宅地2筆で、転用面積は888.86㎡、位置図は26、27ページ、公図は28ページ、土地利用計画

図は29ページをご覧ください。なお、登記地目が宅地の2筆については、現況地目が畑で、農地法の対象となる農地に該当いたしますので、この度の申請に至ったものでございます。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北北東へ約1 kmに位置している第3種農地で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、店舗を建築するもので、申請理由につきましては、豊浦地区に飲食店を開業することにしたものの、自己所有地がないことから、国道沿いに位置し、計画に必要な面積も確保でき、集客が見込まれる申請地を選定したもので、譲渡人が、XXXXXXXXXXである譲受人の要望に応じたものでございます。贈与による所有権の移転となっております。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、ブロック積みを設置する予定です。汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第3種農地であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

24ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑3筆で、転用面積は2,719㎡、位置図は30、31ページ、公図は32ページ、土地利用計画図は33ページをご覧ください。申請地は、下関市役所安岡支所から東南東へ約700mに位置する集団性のある農地で、第1種農地でございます。

該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、参拝者用の駐車場を38台分整備するもので、申請理由につきましては、既存の駐車場は、境内に5台分しかなく、路上駐車や近隣店舗への無断駐車が頻繁に発生しており、また、門徒からの要望も多く寄せられていたことから、参拝者の利便性を考え、この度の計画に至ったものでございます。贈与による所有権の移転となっております。一体利用地は、譲受人が申請地と一緒に贈与を受ける予定であることから、確保は確実で、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、見切りを設置する計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ、市道から道路側溝または自己所有地を通じて道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者

の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。また、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することという条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

総会議案書25ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、転用面積は4.86㎡、位置図は34、35ページ、公図は36ページ、土地利用計画図は37ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所から、南東へ約1kmに位置する集団性のある第1種農地で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、自宅進入路を拡張するものでございます。申請理由は、既存進入路の入り口部分が鋭角であるうえ、幅員が狭く不便であることから、この度の計画に至ったもので、譲受人が譲渡人に申し出たものでございます。売買による所有権の移転となっております。一体利用地の2筆は譲受人の所有地であり、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、腹付けコンクリート擁壁を設置する予定です。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、進入路の拡張であり、拡張に係る部分の面積が、既存進入路の面積の2分の1を超えていないことから、農地法施行令第11条第1項第2号ハ及び農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。本件の転用目的は、建築物の建築を行わないものではございますが、他用途に変換される恐れがないことから、資材置場や駐車場等のような条件を付さずに許可することが妥当であると、事務局は判断させていただきました。

25ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田2筆で、転用面積は3,067㎡、位置図は38、39ページ、公図は40ページ、土地利用計画図は41ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から西へ約600mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地でございます。

転用目的は、業務用及び従業員用の駐車場57台分を整備するもので、申請理由につきましては、近接する関連事業所の敷地の一角を駐車場として借りていたものの、当該事業所が増築することとなり、新たな駐車場の確保が必要となったことから、この度の計画に至ったもので、高齢で耕作及び管理ができない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。本件には、一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。申請地に隣接した農地はありません。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路を通じて河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、他に適当な土地がないため許可基準を満たしており、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することという条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

25ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、転用面積は441㎡、位置図は42、43ページ、公図は44ページ、土地利用計画図は45ページをご覧ください。申請地は、JR黒井村駅から東南東へ約700mに位置している、農業振興地域内の農用地で、令和7年度第11回総会において、農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、意見なしとした案件で、令和8年3月23日付けで、山口県より、計画の変更について、異議がない旨の通知を受けたことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

申請地は、現在、農用地ではございますが、農用地区域からの除外後は、第1種農地となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、自己用住宅でございます。申請理由につきましては、現在、借地住まいの各譲受人が、結婚を機に、実家がある豊浦地区に住宅の建築を計画したもので、県外に居住している譲渡人が、各譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。本件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画及び建ぺい率からみて、適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存法面で分断していない部分には、見切りブロックを設置する計画となっております。汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地

の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第1種農地を対象とした農地転用ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。なお、本件は、農用地区域からの除外後に許可することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び3番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。この度から5条に関しては、タブレットにも入っていますので、そちらのほうが、みやすいと思いますので、そちらもご覧ください。1番の案件について、現地を確認しましたので、報告いたします。4月3日、農業委員2名、事務局職員2名で、現地を確認調査いたしました。申請地は、川棚温泉駅より国道へ北へ約1kmの国道に隣接する現況が畑3筆、うち、2筆は、登記簿が宅地となっています。贈与による権利移動で、海鮮を利用した飲食事業を開業する予定です。譲受人は、新規に豊浦地区で飲食業を開業することにしたが、自己所有地がないため、申請地が国道沿いに位置しており、計画に必要な面積も確保でき、集客も見込まれることから、所有者の■■■■■に申し出て、贈与してもらうものです。雨水は、自然流下で溜枡から道路側溝に放流、汚水は公共下水道で処理します。第3種農地であり、やむおえないと思います。ご審議の程、宜しく申し上げます。

続きまして、3番の案件について、報告いたします。4月3日、農業委員2名、事務局職員2名で、現地を確認調査いたしました。申請地は、豊浦総合支所から南東へ500m、リフレッシュパーク手前の高台の端にあたる所です。売買による所有権の移転で、自宅進入路を拡張するものです。譲受人は、自宅進入路と市道の接続部分が狭く危険なため、幅員を広げるため、譲渡人の所有地を買受るため要望し、これに応じてもらったものです。汚水はなく、雨水のみ、自然流下で、道路側溝に放流です。第1種農地ではありますが、集落に接続し、既存施設の拡張で問題ないと思います。ご審議の程、宜しく申し上げます。

議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。議案第2号2番について申し上げます。4月2日、委員2名、事務局2名で現地調査にまいりました。申請地は、安岡、富任町にある、[]の譲受人のお寺に隣接している、畑3筆で、よく管理されていた農地でした。譲渡人は、親、兄弟を亡くし、[]に相続したものの、既に結婚して、[]に居をかまえ、生活の基盤を築いています。譲受人のお寺は、お盆には、ハスの花が咲き、沢山の人が訪れています。参拝者が多いときには、駐車場が足りず、不便との声がよせられていたことから、門徒との話し合いにより、申請地に駐車場39台分整備するものです。譲渡人さんからも、申請地を、地域の為、お寺の為に、有効活用してほしいとの申し出がありまして、駐車場の整備に至ったとのことです。この度の計画については、農業用水路に汚水を放流しないことで、水利権者も承諾しております。

所有権の移転で、贈与となっております。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、4番及び5番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

1番の田上です。4番の案件につきまして、調査した結果をご報告いたします。4月3日、委員2名、事務局2名で、現地確認しました。現地は、何年前からも、耕作をされていません。それと、中、隅っこの南側のほうに、ポンプ小屋がございますが、これは、おそらく、撤去されると思います。それで、譲受人は、その高さから、1mぐらい落差がありますので、埋め立てて、駐車場にされると思います。現状、まわりを見てみますと、車の駐車場の確保が難しいということで、ここを選ばれたと思います。埋め立てて、のちに、法面は、芝張り等しまして、雨水は、排水路から、川に放流される予定でございます。別段、支障はないと思います。続きまして、5番の案件につきまして、ご報告申し上げます。4月3日、委員2名、事務局2名で、現地確認しました。先程、審議、議案第1号5番で、ご説明しましたとおり、県外に居住し管理ができないということで、売

買による譲渡でございます。現在は、荒れています。また、その中には、作業小屋みたいな小さな農機具小屋がありますが、それを、撤去してから、そこに、自己用住宅を建てる予定でございます。先程説明しましたが、南側では、自家消費の野菜を栽培します。それから、雨水ですが、雨水は、北側に側溝がございます。これに、放流される予定でございます。別段、支障はないと思います。ご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

3番の新久保です。前回、11回総会欠席で、内容がちょっと分からなかったんですけど、5番の案件で教えていただきたいんですけど、農用地区域から除外ができるものとして、どのようなものがあるのか、ちょっと、教えていただきたいと思います。

議長（山田会長）

事務局、お願いいたします。

事務局（坂元事務局長補佐）

お答えいたします。今回は、自己用住宅ということで、今回は、両親の近くに住みたいということと、今後、生まれてくる、お子さんの通学のこととかを考えて、この場所にしたいということで申請されて、県からも、異議なしの回答を受けていると、伺っております。以上でございます。

議長（山田会長）

はい、新久保委員

新久保克己委員

譲受人が、農業をしなくてもですね、一般住宅を建てる場合でも農用地区域からの除外ができるんですか。

議長（山田会長）

事務局

事務局（坂元事務局長補佐）

この度の申請については、確認していますが、どのような場合に除外できるかは、確かめていません。

事務局（岡本事務局長補佐）

お答えいたします。今、坂元が言いましたが、ケースバイケースでいろいろなパターンがあるんですけど、私が、聞いたことがあるのは、自己用住宅については、除外したことがあります。まあ、よくあるのはですね、お子さんやお孫さんの場合に除外されています。ただですね、この除外したのちに、農地法の許可ができる案件でないと市長部局はしません。今回の案件でいくと、除外したら、第1種農地、原則、第1種農地は、農地転用できませんが、第1種農地の例外規定に該当すれば、計画によっては、農業委員会的には可能ですよと、農用地の関係とプラス、農業委員会でも許可できる案件なのか、個別に判断し、市が検討したのちに、除外の手続きに入っていると思います。

議長（山田会長）

新久保委員、よろしいですか

新久保克己委員

はい

議長（山田会長）

他はございませんか

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可について原案のとおり許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

なお、2番、3番、4番及び5番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第3、議案第3号、現況確認についてをお諮りします。タブレットの準備をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。総会議案書46ページをお開きください。

1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、面積は1,905㎡、位置図は49、50ページ、公図は51ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所支所から南へ、約600mに位置する土地でございます。令和8年4月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね笹竹が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、非農地との判断になっております。

総会議案書47ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆と畑1筆で、合計面積は3,660㎡、位置図は、52ページから55ページ、公図は56ページから58ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所阿川支所から西北西へ約2.1kmから約2.7kmに位置する土地でございます。令和8年4月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、 は狭小な農地であり、耕作困難な土地でしたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号アに該当し、非農地との判断になっております。また、残りの2筆は山林化していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、非農地との判断になっております。

総会議案書48ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田4筆と畑1筆で、合計面積は7,161㎡、位置図は、59ページから62ページ、公図は63ページから65ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から東へ約2.1kmから約2.8kmに位置する土地でございます。令和8年4月3日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、 と 、 は概ね笹竹と灌木が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、非農地との判断になっております。また、 につきましては、一部に灌木も確認できましたが、大部分は雑草でしたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条に規定する非農地としての認定基準に該当しないと判断し、農地との判断になっております。また、 は、竹が繁茂していましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、非農地との判断になっております。

すみません、1つ、訂正がございます。要領の説明の際に、証明という言葉が抜けておりました。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番の石田です、1番の案件について、現地を確認したので報告いたします。4月3日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で確認しました。

申請地は、豊浦総合支所から国道を南へ、 の交差点を左に入って、 の工場の下にあたる場所です。申請地は、田2筆となっていますが周囲に農地はなく、市道と工場、事業用地、住宅に囲まれ、50年以上耕作を行っておりません。灌木や笹竹が繁茂しており、非農地と判断しました。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番、有田です。2番の案件について、ご報告します。4月7日に農業委員2名、農地利用最適化推進員1名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請者は、相続により所得した農地ですが、申請地のうち は、狭小な土地ということで、非農地と判断しました。残りの2筆は、現状に至った時期などは、不明ということですが、数十年耕作していないものと思われ、山林化しましたので、非農地と判断しました。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号4番、松倉公一委員、報告をお願いいたします。

松倉公一委員

議席番号4番の松倉です。3番の案件について、現地調査の結果をご報告いたします。令和8年4月3日、農業委員2名、農地利用最適化推進員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、最初の4筆が、王喜から山陽小

野田市に抜ける、場所によっては、車の離合が難しい市道沿いで、最後の1筆が、山陽小野田市との境で、住宅裏の竹林です。県外在住の申請者は、[] に相続により申請地を取得していますが、申請地を耕作、管理していた方が、[] に亡くなられて以降、そのまま、耕作放棄地となったようです。[] 番、[] 番、[] 番は、隣接しており、現地調査の写真のとおり、概ね笹竹と灌木が繁茂しておりましたので、非農地と判断いたしました。[] 番は、一部灌木も確認できましたが、大部分は、雑草等で、非農地の判断基準には、該当していないということで、農地と判断いたしました。[] 番は、現地調査の写真のとおり、竹が繁茂しておりましたので、非農地と判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第3号、現況確認について、3番の案件のうち [] 番は農地とし、その他は全て非農地とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第4、議案第4号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請についてをお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号10番、田上光義委員及び議席番号17番、岩本憲慈委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書66ページをお開きください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。詳細につきましては、67ページから98ページの1. 農用地利用集積等促進計画一括一覧表、令和8年5月1日公告予定分をご覧ください。今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに 山口県農地中間

管理機構に対し策定要請を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し認可申請が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。議案第4号関係資料の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、議案第4号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請について、原案のとおり承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり承認と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に農用地利用集積等促進計画一括の策定について要請いたします。

田上委員、岩本委員は着席をお願いいたします。

議長（山田会長）

次に、日程第5、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画集積及び配分案に係る意見決定についてをお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、議席番号7番下田敏純委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書99ページをお開きください。

この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2段階方式の手続きに関するものとなります。1番、内容につきましては、100ページから104ページの1、農用地利用集積等促進計画集積一覧表、令和8年5月1日公告予定分をご覧ください。

ださい。1番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。2番、内容につきましては、105ページから109ページの2、農用地利用集積等促進計画配分案下関区域分と、110ページの利用権の設定を受ける者の経営状況下関区域分をご覧ください。3番、内容につきましては、111ページの3、農用地利用集積等促進計画配分案豊北区域分と、112ページの利用権の設定を受ける者の経営状況豊北区域分をご覧ください。2番から3番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。なお、配分のための県の公告日が令和8年6月26日の予定となっております。別紙、議案第5号関係資料の1ページから3ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。それでは、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画集積及び配分案に係る意見決定について、原案のとおり意見なしとすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案については、意見なしと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付いたします。

下田委員は、着席をお願いいたします。

議長（山田会長）

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、総会報告書、1ページ、日程第6、報告第1号農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取り組みの徹底についてです。

昨年度も、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が続けて発生したことから、一般社団法人全国農業会議所より、農業委員会の法令遵守、綱紀

保持の取り組みの徹底」について、依頼がありました。下関市農業委員会では、令和元年度第10回総会において、総会報告書2ページ、農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議しておりますが、法令遵守等の徹底を図るため、改めて、事務局に、決議文を、朗読させますので、委員におかれましては、私も含めてでございますが、法令順守の徹底をお願いします。

事務局（藤山事務局次長）

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上でございます。

議長（山田会長）

それでは、法令順守の徹底をお願いします。

議長（山田会長）

次に、日程第7、報告第2号から日程第18、報告第13号までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご報告いたします。以降、着座にてご報告させていただきます。

総会報告書3から5ページ、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出については、12件ございました。

6、7ページ、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出については、8件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

8から10ページ、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

11ページ、報告第5号、農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認については、1件ございました。簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

18ページ、報告第6号許可指令書訂正申出書については、1件ございました。報告書記載のとおり、権利移動の区分を訂正し、専決により、許可指令書を交付いたしました。

19ページ、報告第7号、現況確認については、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認証明書交付事務取扱要領により、現況確認証明書を交付いたしました。

30から32ページ、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知については、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が9件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

33ページ、報告第9号、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告についてで、ございます。営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告書3件を確認したところ、単収が、地域の平均的な単収に比べ大幅に減収していたことから、総会報告書記載のとおり、意見を付して、中国四国農政局長に提出いたしました。なお、4月3日に、農業委員による現地確認を行い、鳥獣被害防止策の防獣ネットの張替等が終了した時点で、改めて、現地調査を行い、総会でご報告いたします。

34、35ページ、報告第10号、農地の転用事実に関する照会及び証明については8件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。1番から7番につきましては、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。なお、6番につきましては、土地の売買契約者が女性、建物の請負契約者が男性となっておりますので、県から国に照会していただきました。国からは、夫婦間又は親子間であっても、特定建築条件付売買予定地の要件を満たさないとの回答でしたので、申出者代理人には、その旨を説明させていただきました。8番につきましては、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地確認を行い、専決により、農地と回答いたしました。

36、37ページ、報告第11号、事業進ちょく状況報告及び完了報告についてでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について現地確認が終了しております。

38ページ、報告第12号下関市農業委員会に対する事務委任規則の一部改正についてでございます。この度の改正は、農地法の一部改正に伴い、県条例改正後の事務を市長から農業委員会へ事務委任を行うことについて、下関市長より農業委員会に協議の依頼があったもので、改正の内容が、条ずれに伴うもののみでしたので、専決により、令和8年3月17日付けで、改正案のとおり承諾と回答いたしました。なお、令和8年4月2日付けで、下関市農業委員会に対する事務委任規則の一部が改正されております。46ページ、報告第13号、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定についてでございます。本案件は、令和7年度第11回総会において「市長部局と同様の内容で策定すること」にご承認いただいた案件で、地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の長及び委員会等が、令和8年4月1日までにそれぞれの管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定めることが義務づけられたことによるものでございます。総会報告書48ページの下関市行政情報セキュリティポリシーをご覧ください。このたび、下関市長より、3月13日付けで、下関市行政情報セキュリティポリシーの基本方針を、サイバーセキュリティを確保するための方針に位置づけるとの通知がありました。施行日は令和8年4月1日で、公表は下関市長により一括で行われました。内容につきましては、総会にてお諮りするいとまがございましたので、会長専決により決定させていただきました。なお、情報セキュリティ対策基準につきましては、非公表となっておりますので、本日、お帰りの際には、必ず、机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局からの報告が終わりました。ただいまの報告第2号から第13号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和8年度第1回定例総会の閉会を宣告いたします。

(終了時刻 11時15分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....